

平成 17 年 10 月 1 日 制定（国空機第 682 号）  
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）  
令和 2 年 6 月 17 日 一部改正（国空機第 285 号）  
令和 3 年 7 月 30 日 一部改正（国空機第 384 号）  
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空機第 1190 号）  
令和 4 年 6 月 10 日 一部改正（国空安政第 560 号）  
令和 6 年 3 月 29 日 一部改正（国空安政第 2971 号）

### サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：機体の改造、装備品等の変更等の記録の管理（変更審査表の取扱い）

#### 1. 目的

耐空証明検査又は修理改造検査において、機体の改造、航空機装備品の変更（新設を含む）等（以下「改造」という。）を実施した場合は、従来より当該改造に係る審査内容を記録した変更審査表が作成されているが、本サーキュラーは、この変更審査表の作成、取扱要領を明確にすることを目的とする。

#### 2. 適用

本サーキュラーは、原則として以下の場合に適用する。

なお、航空法第 13 条の 2 の規定に基づく追加型式設計承認又は航空法第 18 条の規定に基づく修理改造設計承認を受けた設計の変更による改造についても、本サーキュラーは適用される。

- (1) 当該航空機のパーツカタログ等に記載されている正規部品以外のものを使用して行う改造。
- (2) 機体製造者が発行したサービス・ブレティン等によらない改造。

但し、以下の航空運送事業者が使用する航空機に係る改造には適用しない。

- ① 特定本邦航空運送事業者
- ② 上記①以外の航空運送事業者であって、航空法の一部を改正する法律（平成 11 年

6月11日、法律第72号) 施行前の航空法第100条第1項の免許を受けたもの。

### 3. 変更審査表の目的

変更審査表は、耐空証明検査、修理改造検査又は航空法第20条第1項第4号の認定を受けた事業場が追加型式設計承認及び修理改造設計承認における改修作業時に改造を実施した場合に、その改造の内容、審査内容、関連するマニュアル類の変更内容等を明確にするためのものである。

### 4. 変更審査表の取扱い

変更審査表の取扱いは次のとおりとする。

#### 4-1 変更審査表の様式は様式Iのとおりとする。

なお、本サーキュラー第4-2項により、提出する変更審査表のサイズはA4版横とするが、イメージ・スキャナーによる処理に適するよう、字体はなるべく大きなものとする。

#### 4-2 改造の設計者、又は米国STC等外国の航空当局により承認された改造の設計について技術情報等を管理できる者（以下「設計者等」という。）は、耐空証明検査又は修理改造検査受検時に、上記様式に必要事項を記載し、担当する航空機検査官（滑空機の場合は耐空検査員）にこれを提出する。

#### 4-3 担当航空機検査官（滑空機の場合は耐空検査員）は、「変更審査表」の記載内容が適切であることを確認した上これを発行し、耐空証明検査又は修理改造検査の合格後、担当航空機検査官室に保管（滑空機の場合は、本省安全政策課に送付）するとともに、設計者等及び使用者に写（各1部）を交付する。

#### 4-4 適合性を証明するための解析書類、図面等については、すべて提出しなければならないが、追加型式設計承認又は修理改造設計承認による改造については、個々の航空機の改造において必要となる資料のみでよい。

なお、申請者から提出された資料については、審査終了後、申請者に対し返却するものとする。

#### 4-5 第4-2項～第4-4項にかかわらず、航空法第20条第1項第4号の認定を受けた事業場において、追加型式設計承認又は修理改造設計承認を受けた設計に基づく改造を行った場合には、確認主任者が変更審査表を発行し、速やかに当該事業場を管轄する航空機検査官室に写を1部送付するものとする。

#### 4-6 作成された変更審査表の写の1部は設計者等が保管し、他の1部は当該航空機の使用者が適切に保管するものとする。

(この場合、当該航空機の航空日誌に添付（縮小版でもよい。）することにより保管することが望ましい。)

4-7 変更審査表の保管期限は、次のとおりとする。

設計者等・・・・・・当該改造を行った航空機が抹消登録されるまで。

(改造に係る技術資料も同様とする。)

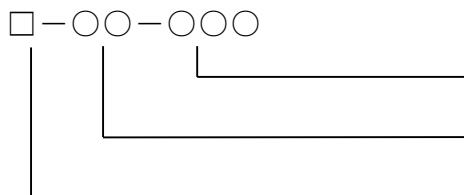
航空機の使用者・・・・当該航空機の抹消登録まで。

使用者が変更される場合は、変更審査表の保管責任も同様に  
変更される。

## 5. 変更審査表の記載要領

① 「変更審査表番号」欄

各航空機検査官室毎の整理番号とし、次のとおりとする。



一連番号

西暦下二桁

発行航空機検査官室略名

本 -- 本省

東 -- 東京

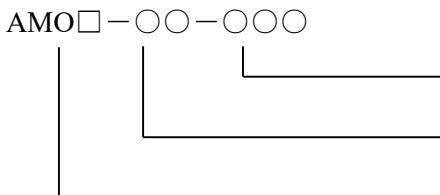
羽 -- 羽田

大 -- 大阪

名 -- 名古屋

(注 1) 耐空検査員の場合は別に定める方法による。

(注 2) 認定事業場の場合は、各認定事業場の整理番号とし、次のとおりとする。



一連番号

西暦下二桁

認定事業場の認定番号

② 「航空機」欄

航空機の国籍記号、登録記号、航空機型式、製造者、製造番号及び所有者を記載する。

③ 「変更事項」欄

変更の概要、変更する装備品の型式等を記載する。

改造が、米国 STC、我が国の追加型式設計承認、修理改造設計承認、型式承認、仕様

承認等に基づく改造作業である場合には、その旨記載する。(例:「米国の STC No.E12345 に基づく薬剤散布装置の装備」)

装備品の変更が複数ある場合は、備考又は別紙としてよい。

改造の内容が新規装備である場合は、「変更前」欄は「---」とする。

型式証明、追加型式設計の承認、修理改造設計の承認、型式承認、仕様承認、米国の STC、TSO 等により互換性が承認されている装備品等(装備品及び部品をいう。以下同じ。)を除き、修理改造検査以降に当該航空機に装着できる装備品等は、修理改造検査の際確認された装備品等に限定される。このように使用が限定される装備品等の場合は、限定の有無欄に「有」を、限定をする必要のない場合は「無」を記載する。

「限定有り」の装備品等については、例えば同じ部品番号で異なる製造番号の装備品等に交換する等、修理改造検査の際に確認された装備品等以外の装備品等を用いる場合には、再度修理改造検査を受ける必要がある。

また、型式承認、仕様承認、STC、修理改造設計承認等に基づく改造に対し、設計者独自の改修を加えた場合は、その改修箇所を「その他」の欄に明確にすること。

また、サーキュラーNo.1-503「民生用、軍事用又は研究開発用に設計された装備品等」に従って民生品、軍事品又は研究開発品として指定を受けようとする装備品等については、「その他」の欄に「民生品」、「軍事品」又は「研究開発品」と記載すること。

あわせて、変更審査表の別添として民生品一覧表、軍事品一覧表、研究開発品一覧表を添付すること。その他、民生品、軍事品、研究開発品として指定を受ける場合の詳細の手続きは、サーキュラーNo.1-503「民生用、軍事用又は研究開発用に設計された装備品等」を参照すること。

#### ④ 「設計者等」欄

設計者等の名称及び所在地を記載する。

当該改造が、我が国の追加型式設計承認又は修理改造設計承認、型式承認又は仕様承認に基づく改造である場合には、当該承認等の取得者とし、STC 等の場合には、我が国の耐空証明又は修理改造検査の申請者でもよい。

#### ⑤ 「作業実施者」欄

作業実施者名及び所在地を記載する。

#### ⑥ 「航空局又は認定事業場」欄

航空局にあっては、耐空証明又は修理改造検査の合格年月日及び担当航空機検査官室名を記載する。

耐空検査員にあっては、合格年月日及び耐空検査員認定番号を記載する。

認定事業場にあっては、確認年月日及び認定事業場名を記載する。

## ⑦ 「変更方法」 欄

機体の改造内容及び装備品等の種類により異なるが、適合性について検討を行った内容を分かり易く記載するものとし、ATC トランスポンダーの変更のような場合には、一般的に

a.装備品の機能

b.装着

c.試験

に大別し、必要な場合には、更にこれを細分化し、それぞれの書類名、書類番号を記載する。

なお、追加型式設計承認又は修理改造設計承認に基づく改造の場合には、当該改造の設計部分については、追加型式設計承認又は修理改造設計承認の承認番号、名称等を記載すれば足りる。

例：ATC トランスポンダーを装備する場合

項目	適用規定又は規格	証明方法
a.装備品の機能	TSO-C74c	FAA 輸出耐空証明タグ No. 及び検査成績書
b.装着	耐空性審査要領第 II 部及び AC43-13	改造概要書 ME-1234-1
取付強度	3-1,3-2,3-9	強度計算書 ME-1234-2
電気負荷解析	6-3	電気負荷解析書 ME-1234-3
故障解析	6-1-5	故障解析書 ME-1234-4
作業	4-1	装備図 DW-1234 作業手順書 JO-1234
c.試験	6-1 TCI-6-016	飛行試験要領書 ME-1234-5 飛行試験報告書 FE-1234-1

項目欄は、基本的には、耐空性審査要領の各項目に従って該当するものを記載するが、項目が多数にわたる場合には、「適合性審査表」としてまとめ、別紙としても良い。

## ⑧ 「関連文書」 欄

改造に伴い、改訂が必要となる飛行規程、マニュアル等の関連文書を記載し、改訂の

概要及び文書番号を記載する。

例：

文書名	改訂の概要
飛行規程	追加飛行規程「ATC トランスポンダーAVQ-95」の設定
装備品表	ATC トランスポンダーAVQ-95 を追加
マニュアル	サービス・マニュアル AVQ-95 を追加 (注：整備要目有り)

(注) 改造に伴い、整備要目等を設定する必要がある場合は、当該改造に係わるメンテナンス・マニュアル等の中に記載し、整備要目等が有る旨（注）書きすること。

#### ⑨ 「備考」欄

本欄に記載する事項を以下に例示するが、これに限るものではない。

- ・③「変更事項」欄で記載しきれない装備品等の情報
- ・過去の修理改造検査等の合格形態から変更する場合にあっては、当該形態等が特定できる情報（変更審査表番号等）や経緯等
- ・その他特記すべき事項 等

#### 附則

1. 本サーキュラーは、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
2. 本サーキュラーの発行をもって、サーキュラーTCL-147-2-98 は廃止する。

#### 附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

#### 附則（令和 2 年 6 月 17 日）

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 6 月 18 日から適用する。

#### 附則（令和 3 年 7 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。

#### 附則（令和 4 年 4 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則（令和 4 年 6 月 10 日）

1. 本サーチューラーは、令和4年6月18日から適用する。

附則（令和6年3月29日）

1. 本サーチューラーは、令和6年4月1日から適用する。

本サーチューラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課 航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661

様式 I

変更審査表

①	変更審査表番号	
---	---------	--

②航空機

国籍及び登録記号		製造者	
航空機型式		製造番号	
所有者			

③変更事項

変更の概要			限定の有無
	変更前	変更後	
名称			
型式			
製造者			
製造番号			
その他			

④設計者等

設計者等	
所在地	

⑤作業実施者

作業実施者	
所在地	

⑥航空局又は認定事業場

合格年月日又は 確認年月日	年月日	検査官室又は 認定事業場名	
------------------	-----	------------------	--

⑦変更方法

項目	適用規定又は規格	証明方法

⑧関連文書の改訂

文書名	改訂の概要

⑨備考